## 放課後等デイサービスと障害児相談支援について

# 〇放課後等デイサービス (児童福祉法第6条の2の2第4項)

### (対象者)

- ・学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、 授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
  - ※認められた・・市町村による支給決定
  - ※障がい児・・身体障害者手帳や療育手帳等がなくても、<u>療育の必要性</u>が 認められる診断書等があれば利用可能。
- 利用者944人(令和2年2月1日現在)

### (サービス内容)

・授業の終了後又は学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所へ通わせ、 生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を 行う。

### (事業所について)

- ・岐阜市内 62事業所(令和2年2月1日現在)・・(別紙一覧を参照)
- 岐阜市外の事業所の利用も可能。
- ・事業所の自己評価結果等の公表について

http://www.city.gifu.lg.jp/item/44062.htm



# ○障害児相談支援 (児童福祉法第6条の2の2第4項)

#### (対象者)

- ・障害児通所支援(放課後等デイサービスなど)の利用者全員。
- ・セルフプランもある。

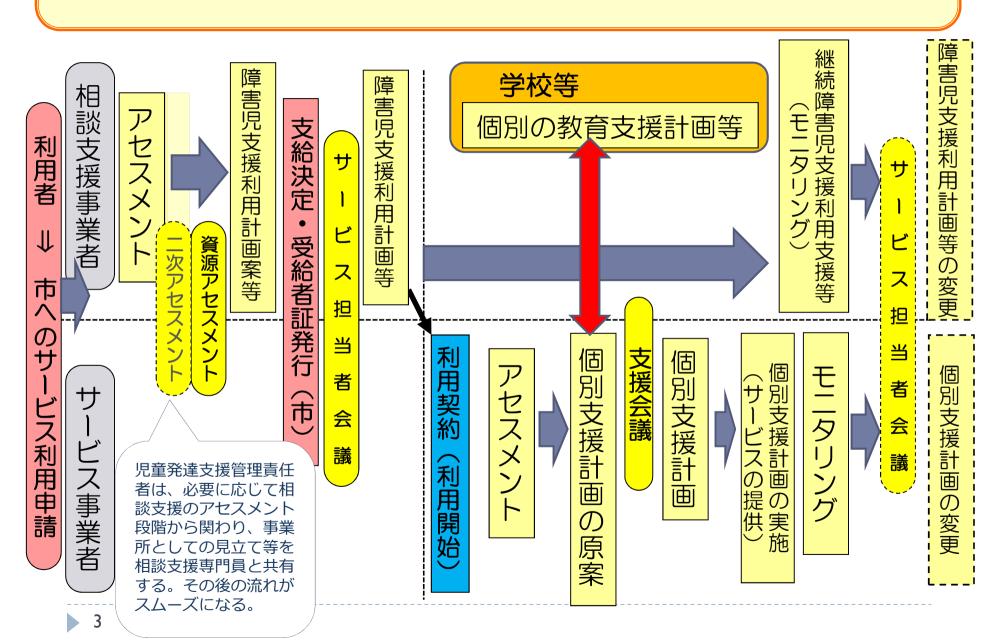
#### (相談支援の流れ)

- ・相談支援専門員は、福祉サービスの利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて、サービスの利用予定などを整理した「障害児支援利用計画案」の作成を行う。
- ・ 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、児童発達支援等の利用についての支給 決定を行う。
- •相談支援専門員は、市町村による支給決定後、子どもや保護者の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めたサービス担当者会議を開催する。
- 相談支援専門員は、参加者による意見交換を受けて支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、障害児支援利用計画を確定する。
- ・家庭訪問などの方法で子どもの状況を定期的に確認(モニタリング)して、必要に応じて利用計画を変更する。

#### (事業所数)

・岐阜市内 23事業所(令和2年2月1日現在)・・(別紙一覧を参照)

# 障害児相談支援事業者と放課後等デイサービス事業者の関係と流れ



# 連携の視点

- 学校、家庭、事業所といった異なる時間、人、空間、体験等を 通じた発達支援による、子どもの最善の利益の保障
- 個別支援計画等の情報共有
- サポートブックの活用
- 個人情報保護と守秘義務、保護者の同意 (具体例)
  - ▶ 下校時刻の確認、引き継ぎ
  - 年間予定や行事予定等の交換
  - ▶ 下校時のトラブルや病気・事故の際の連絡体制
  - ▶ 行事や授業の参観
  - ▶ 配慮事項や困った時の対応方法等の共有
  - ▶ ケース会議の開催